

議案第30号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月9日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

（提案理由）

令和5年度逗子市一般会計補正予算（第2号）は、緊急を要したため専決処分したので、承認を求めるため提案する。



専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年度逗子市一般会計補正予算（第2号）

（別紙のとおり）

令和5年5月9日

逗子市長 桐ヶ谷 寛



令和5年度

逗子市一般会計補正予算（第2号）

逗子市



令和5年度逗子市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度逗子市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ255,155千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,424,718千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	3,345,811	255,155	3,600,966
	2 国庫補助金	745,947	255,155	1,001,102
	歳 入 合 計	22,169,563	255,155	22,424,718



# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	9,662,210	255,155	9,917,365
	1 社会福祉費	4,653,211	203,528	4,856,739
	2 児童福祉費	4,136,017	51,627	4,187,644
	歳 出 合 計	22,169,563	255,155	22,424,718



令和5年度

逗子市一般会計補正予算(第2号)に関する説明書

逗子市



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
 (歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	3,345,811	255,155	3,600,966
歳入合計	22,169,563	255,155	22,424,718

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費	千円 9,662,210	千円 255,155	千円 9,917,365
歳 出 合 計	22,169,563	255,155	22,424,718

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
255,155			0
255,155	0	0	0

2 歳 入

15款 国庫支出金

255,155千円

2項 国庫補助金

255,155千円

目	補正前の額	補正額	計
1 総務費国庫補助金	千円 43,129	千円 203,528	千円 246,657
2 民生費国庫補助金	263,914	51,627	315,541
計	745,947	255,155	1,001,102



節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	千円 203,528	02 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	千円 203,528
3 児童福祉総務費補助金	32,685	07 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 08 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金	30,850 1,835
5 母子福祉費補助金	18,942	01 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 02 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金	17,000 1,942

### 3 歳 出

#### 3 款 民生費

255,155千円

#### 1 項 社会福祉費

203,528千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	千円 1,059,142	千円 203,528	千円 1,262,670	千円 203,528 国庫支出金 203,528	千円	千円	千円
計	4,653,211	203,528	4,856,739	203,528	0	0	0

#### 3 款 民生費

255,155千円

#### 2 項 児童福祉費

51,627千円

1 児童福祉総務費	924,747	32,685	957,432	32,685 国庫支出金 32,685			
4 母子福祉費	165,674	18,942	184,616	18,942			

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	千円 954	002 地域福祉推進費	千円 203,528
3 職員手当等	1,340	09 住民税非課税世帯等に対する生活支援金支給事業	203,528
9 旅費	68	報酬	954
11 需用費	295	職員手当等	1,340
12 役務費	475	旅費	68
13 委託料	4,056	需用費	295
14 使用料及び賃借料	1,340	役務費	475
19 負担金補助及び交付金	195,000	委託料	4,056
		使用料及び賃借料	1,340
		負担金補助及び交付金	195,000

3 職員手当等	270	002 児童福祉総務費	32,685
11 需用費	24	03 子育て世帯生活支援特別給付金支給事業	32,685
12 役務費	182	職員手当等	270
13 委託料	1,359	需用費	24
19 負担金補助及び交付金	30,850	役務費	182
		委託料	1,359
		負担金補助及び交付金	30,850
3 職員手当等	367	001 母子福祉費	18,942
11 需用費	30	06 子育て世帯生活支援特別給付金支給事業	18,942

3款 民生費

## 3款 民生費

255,155千円

## 2項 児童福祉費

51,627千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
				国庫支出金 18,942			
計	4,136,017	51,627	4,187,644	51,627	0	0	0

節		説	明
区 分	金 額		
12 役務費	千円 98	職員手当等	千円 367
13 委託料	1,447	需用費	30
		役務費	98
19 負担金補助及 び交付金	17,000	委託料	1,447
		負担金補助及び交付金	17,000

3款 民生費

# 給 与 費 明 細 書

## 1 一般職

### (1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	429 (577)	571,331	1,740,657	1,499,677	3,811,665	638,129	4,449,794	
補 正 前	429 (576)	570,377	1,740,657	1,497,700	3,808,734	638,129	4,446,863	
比 較	0 (1)	954	0	1,977	2,931	0	2,931	

\*職員数欄の( )内の数字は、短時間勤務職員の人数(外数)

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補 正 後	48,844	222,246	40,536	42,272	7,144	63,300
	補 正 前	48,844	222,246	40,536	42,272	7,144	63,300
	比 較	0	0	0	0	0	0
の 内 訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	
	補 正 後	148,893	9,355	52,469	834,618	30,000	
	補 正 前	147,047	9,355	52,469	834,487	30,000	
	比 較	1,846	0	0	131	0	

### ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	429 (36)	1,740,657	1,416,717	3,157,374	612,110	3,769,484	
補 正 前	429 (36)	1,740,657	1,414,871	3,155,528	612,110	3,767,638	
比 較	0 (0)	0	1,846	1,846	0	1,846	

\*職員数欄の( )内の数字は、短時間勤務職員の人数(外数)

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補 正 後	48,844	222,246	40,536	42,272	7,144	63,300
	補 正 前	48,844	222,246	40,536	42,272	7,144	63,300
	比 較	0	0	0	0	0	0
の 内 訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	
	補 正 後	148,893	9,355	52,469	751,658	30,000	
	補 正 前	147,047	9,355	52,469	751,658	30,000	
	比 較	1,846	0	0	0	0	

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	0 (541)	571,331	0	82,960	654,291	26,019	680,310	
補 正 前	0 (540)	570,377	0	82,829	653,206	26,019	679,225	
比 較	0 (1)	954	0	131	1,085	0	1,085	

\*職員数欄の( )内の数字は、短時間勤務職員の数(外数)

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
		補 正 後	0	0	0	0	0
	補 正 前	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	
	補 正 後	0	0	0	82,960	0	
	補 正 前	0	0	0	82,829	0	
	比 較	0	0	0	131	0	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

職 員 手 当	1,977 その他の 増減分	1,340	住民税非課税世帯 等に対する生活 支援金支援事業	増減額(千円)			増減額(千円)
				扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	1,209	
				地 域 手 当	夜 間 勤 務 手 当		
					住 居 手 当	休 日 勤 務 手 当	
					通 勤 手 当	期 末 勤 勉 手 当	131
					特 殊 勤 務 手 当	退 職 手 当	
					管 理 職 手 当		
	270 その他の 増減分	270	子育て世帯生活 支援特別給付金 支給事業 (児童福祉総務費)	増減額(千円)			増減額(千円)
				扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	270	
地 域 手 当				夜 間 勤 務 手 当			
				住 居 手 当	休 日 勤 務 手 当		
				通 勤 手 当	期 末 勤 勉 手 当		
				特 殊 勤 務 手 当	退 職 手 当		
				管 理 職 手 当			
367 その他の 増減分	367	子育て世帯生活 支援特別給付金 支給事業 (母子福祉費)	増減額(千円)			増減額(千円)	
			扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	367		
			地 域 手 当	夜 間 勤 務 手 当			
				住 居 手 当	休 日 勤 務 手 当		
				通 勤 手 当	期 末 勤 勉 手 当		
				特 殊 勤 務 手 当	退 職 手 当		
				管 理 職 手 当			

# 議案等資料

(補正予算資料)



# 議案等資料 (補正予算資料)

令和 5 年 第 2 回 定例会  
議案第 30 号  
令和 5 年度 一般 会計  
補正予算 第 2 号

課かい名 社会福祉課

## 歳入歳出予算

歳出 予算説明書 6.7 ページ

科目	款	項	目	事業1	事業2
	3	1	1	2	10

事業名 住民税非課税世帯等に対する生活支援金支給事業

補正額 203,528 千円

歳入 予算説明書 5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	15	2	1	1	2

細節名 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

補正額 203,528 千円

歳入歳出予算以外

予算書 ページ

## 補正の理由

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい真に生活に困っている住民税非課税世帯等に対して、家計に対する影響を緩和し生活の一助とする観点から、臨時的な措置として1世帯当たり3万円の支援金を給付する。

## 説明

事業費 195,000,000円

1 令和5年度住民税非課税世帯 6,400世帯×30,000円＝ 192,000,000円  
(転入世帯含む)

2 家計急変世帯 100世帯×30,000円＝ 3,000,000円

事務費 8,528,000円

1 会計年度職員人件費ほか 1,153,000円

2 時間外勤務手当 1,209,000円

3 消耗品、封筒等需用費・通信運搬費 770,000円

4 システム改修、人材派遣委託料 4,056,000円

5 システム機器賃借料 1,340,000円

## 令和 5 年度住民税非課税世帯等に対する生活支援金支給事業の概要について

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい真に生活に困っている住民税非課税世帯等に対して、家計に対する影響を緩和し生活の一助とする観点から、臨時的な措置として1世帯当たり3万円の支援金を給付する。

## 2 支給対象世帯

支給対象は、基準日（令和5年6月1日）において、逗子市の住民基本台帳に記録されている方で、以下の（1）又は（2）のいずれかに該当する世帯とする。

## （1）住民税非課税世帯

世帯全員の令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯

## （2）家計急変世帯

（1）のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、（1）の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

## 3 支給金額

1 対象世帯に対し3万円

## 4 補正予算の概要

## （1）歳出 203,528,000 円(ア+イ)

ア 事業費 195,000,000 円

（ア）令和5年度住民税非課税世帯 6,400 世帯×30,000 円＝ 192,000,000 円  
（転入世帯含む）

（イ）家計急変世帯 100 世帯×30,000 円＝ 3,000,000 円

イ 事務費 8,528,000 円

（ア）会計年度職員人件費ほか 1,153,000 円

（イ）時間外勤務手当 1,209,000 円

（ウ）消耗品、封筒等需用費・通信運搬費 770,000 円

（エ）システム改修、人材派遣委託料 4,056,000 円

（オ）システム機器賃借料 1,340,000 円

## 5 支給方法等

(1) 令和 5 年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯のうち、住民税の課税基準日（令和 5 年 1 月 1 日）に逗子市に住民登録のある世帯

ア 令和 4 年度逗子市住民税非課税世帯等に対する生活支援支給事業（以下「前年度事業」という。）の対象者については、当該事業について使用した振込口座又は公金受取口座に振り込むことを通知（令和 5 年 7 月上旬予定）し、受給拒否の申出がなければ、プッシュ式で支給する。

イ 前年度事業の対象ではない者、振込口座の変更を希望する者については口座申請等の申出を受け支給する。

(2) 令和 5 年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯のうち、住民税の課税基準日（令和 5 年 1 月 1 日）に逗子市に住民登録のない世帯（令和 5 年 1 月 2 日から 6 月 1 日の間に逗子市に転入された世帯）は、旧住民登録地での令和 5 年度の課税状況を確認し、対象者を抽出する。

ア 公金受取口座を開設している者については、当該口座に振り込むことを通知（令和 5 年 7 月下旬予定）し、受給拒否の申出がなければ、プッシュ式で支給する。

イ ア以外の者については、お知らせ及び申請書等を送付（令和 5 年 7 月下旬予定）し、申請受付・審査後支給する。

※必要書類：申請書、振込先口座の確認書類及び本人確認書類の写し

(3) 家計急変世帯

広報 7 月号や市 HP 等で周知を行い、市役所の窓口や市社会福祉協議会の窓口等に設置した申請書に必要事項を記入し、社会福祉課へ申請し、申請受付・審査後支給する。

※上記必要書類に加え、直近の収入が非課税世帯相当の水準に下がったことが分かる書類等を添付した申立書を提出する。

※申請書等は市のホームページにダウンロードできるよう掲載する。

(4) 支給開始日 令和 5 年 7 月下旬（予定）より

## 6 申請受付期間

令和 5 年 10 月 31 日まで

# 議案等資料 (補正予算資料)

令和 5 年 第 2 回 定例会

議案第 30 号

令和 5 年度 一般 会計

補正予算 第 2 号

課かい名 子育て支援課

## 歳入歳出予算

歳出 予算説明書 6.7 ページ

科目	款	項	目	事業1	事業2
	3	2	1	2	3

事業名 子育て世帯生活支援特別給付金支給事業

補正額 32,685 千円

歳入(1) 予算説明書 4.5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	15	2	2	3	7

細節名 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金

補正額 30,850 千円

歳入(2) 予算説明書 4.5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	15	2	2	3	8

細節名 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金

補正額 1,835 千円

## 歳入歳出予算以外

予算書 ページ

## 補正の理由

低所得の子育て世帯は、食費等の物価高騰に直面し、家計が悪化している。このように食費等の物価高騰の影響を受けて損害を受けた低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）を見舞う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）給付事業を実施するため予算の要求を行う。

## 説明

歳出（歳出10/10）

子育て世帯生活支援特別給付金支給	30,850,000円（617人×5万円）
システム改修等事務費	1,835,000円

歳入

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金	30,850,000円
子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金	1,835,000円

1 事業名 令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金支給事業

2 事業概要

(1) 歳入 51,627千円

ア 低所得のひとり親世帯

- ・ 15.02.02.05.01 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 17,000千円
- ・ 15.02.02.05.02 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金 1,942千円

イ その他低所得の子育て世帯

- ・ 15.02.02.03.07 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 30,850千円
- ・ 15.02.02.03.08 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金 1,835千円

(2) 歳出 51,627千円

ア 低所得のひとり親世帯

- ・ 03.02.04.001.06 子育て世帯生活支援特別給付金支給事業 18,942千円

イ その他低所得の子育て世帯

- ・ 03.02.01.002.03 子育て世帯生活支援特別給付金支給事業 32,685千円

(3) 補正予算の内容

低所得のひとり親世帯及びその他世帯（ひとり親世帯以外）は、食費等の物価高騰に直面し、家計が悪化している。

このように食費等の物価高騰の影響を特に受けて損害を受けた低所得のひとり親世帯及びその他世帯（ひとり親世帯以外）を見舞う観点から、国の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業を実施し、給付金を支給する。

<支給対象の方>

(ア) 低所得のひとり親世帯 (340人)

- a 令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている方 (313人)
- b 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 (20人)
- c 令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、食費等の物価高騰の影響を受けて直近の収入の家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方 (7人)

(イ) その他低所得の子育て世帯 (617人)

- a 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）」を受給した方
- b aのほか、令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満。令和4年4月以降令和5年2月までに生まれる新生児も対象。）を養育する父母等であって、直近の収入の家計が急変している、住民税非課税相当の収入の方

<支給金額>

児童一人あたり50,000円

<事務費に係る経費>

システム改修委託料、職員手当等（時間外）、郵便料、振込手数料等

<支給方法>

- (1) 支給対象の方(ア) a 及び(イ) aについては、給付金の案内を送付し、辞退の申し出がない限り支給対象者の口座に振り込む。
- (2) 支給対象の方(ア) b、c (イ) bの方については、市への申請を受け、審査後に指定口座に振り込む。

<支給時期>

- (1) 支給対象の方(ア) a 及び(イ) aについては、令和5年5月末日までを目途に支給。
- (2) 支給対象の方(ア) b、c 及び(イ) bについては、申請受付後、随時支給。申請期限は令和6年2月末日まで。

令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金支給事業のスケジュール

・令和5年5月9～11日 専決処分

① 令和4年度に子育て世帯生活支援特別給付金（以下、「給付金」という。）を支給した世帯

・令和5年5月12日 児童扶養手当受給者・その他の世帯で昨年度に支給した世帯に辞退する場合  
の手続きの案内及び届出書を送付

・令和5年5月12日 辞退の届出書の受付  
～5月18日

・令和5年5月12日 届出書の記入事項・添付書類の審査  
～5月19日

・令和5年5月20日 口座振込の手続き  
～5月21日

・令和5年5月30日 口座振込

② 令和4年度に子育て世帯生活支援特別給付金を支給した世帯以外で、その後に対象となった低所得の  
子育て世帯

・令和5年6月 ホームページ、LINEにて制度と申請を周知（広報誌は8月号で案内）  
制度の案内及び申請書を送付

・令和5年6月～ 申請書の記入事項・添付書類の審査  
令和6年2月末日

・令和5年6月～ 口座振込手続き及び随時口座振込  
令和6年3月末日

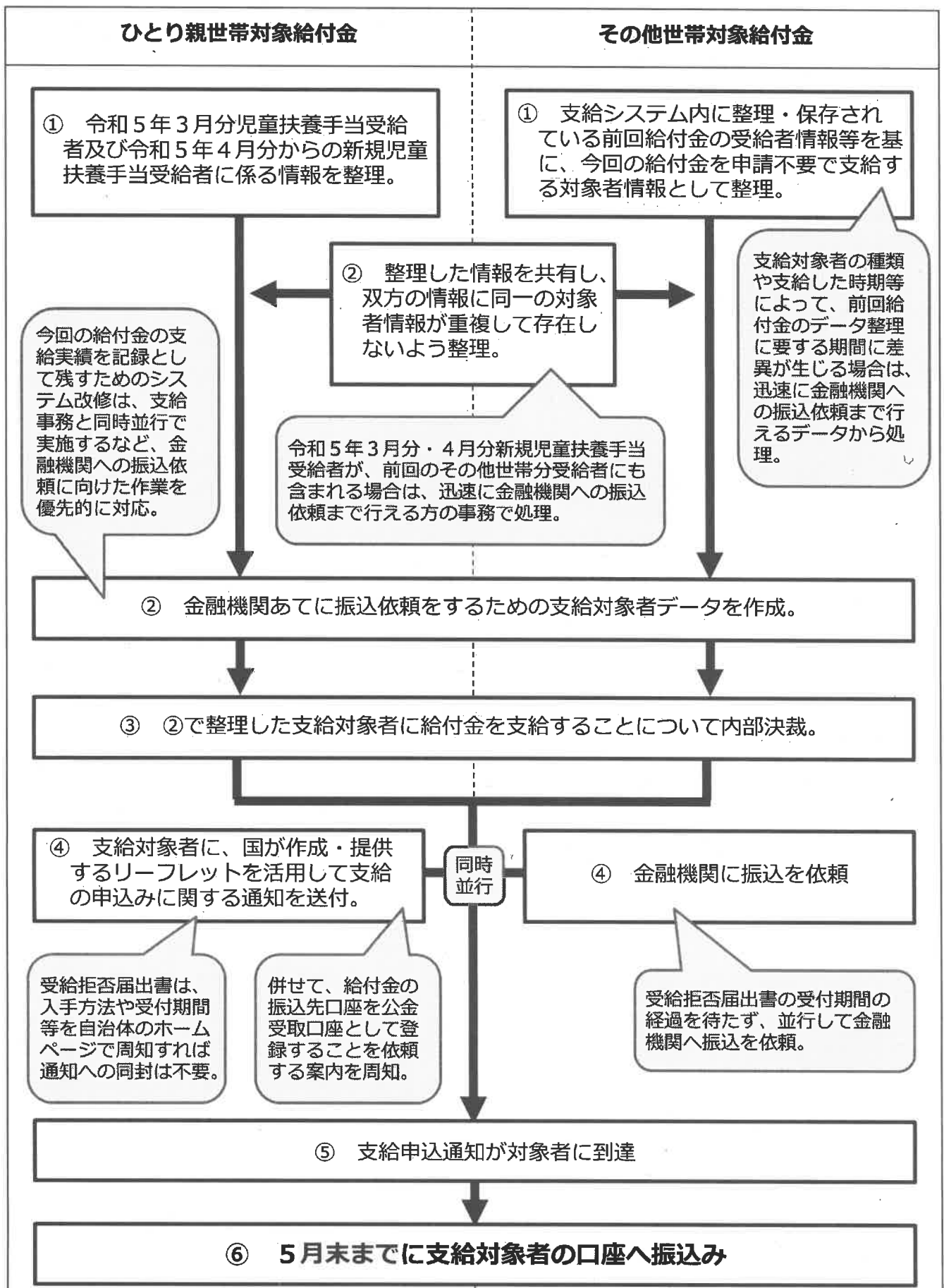
## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（令和5年3月予備費分）

- ◎ 食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

<p>(1) 支給対象者</p>	<p>① 児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）                  ② ①以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯（*）（その他低所得の子育て世帯）                  ※②の対象となる児童の範囲は①と同じ                  （18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満））</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">* 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受給した世帯等にプッシュ型で給付                  ・ 児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者                  ・ 対象児童を養育する者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者（例：高校生のみ養育世帯）                  ・ 直近で収入が減収した世帯</p>
<p>(2) 給付額</p>	<p>児童一人当たり一律5万円</p>
<p>(3) 実施主体</p>	<p>① 低所得のひとり親世帯：都道府県、市（特別区を含む）及び福祉事務所設置町村                  ② その他低所得の子育て世帯：市町村（特別区を含む）</p>
<p>(4) 費用</p>	<p>全額国庫負担（10／10）                  ※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担</p>
<p>(5) 予算額</p>	<p>1,551億円（事業費1,485億円、事務費66億円）</p>
<p>(6) スケジュール</p>	<p>① 低所得のひとり親世帯：令和5年3月分の児童扶養手当受給者について、可能な限り速やかに支給（申請不要）                  ② その他低所得の子育て世帯：令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受給した世帯等について、可能な限り速やかに支給（申請不要）</p> <p>※①②いずれも、直近で収入が減収した世帯等については、可能な限り速やかに支給（要申請）</p>



# 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 『申請不要（プッシュ型）による支給』事務処理イメージ



# 議案等資料 (補正予算資料)

令和 5 年 第 2 回 定例会

議案第 30 号

令和 5 年度 一般 会計

補正予算 第 2 号

課かい名 子育て支援課

## 歳入歳出予算

歳出 予算説明書 6.7.8.9 ページ

科目	款	項	目	事業1	事業2
	3	2	4	1	6

事業名 子育て世帯生活支援特別給付金支給事業

補正額 18,942 千円

歳入(1) 予算説明書 4.5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	15	2	2	5	1

細節名 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金

補正額 17,000 千円

歳入(2) 予算説明書 4.5 ページ

科目	款	項	目	節	細節
	15	2	2	5	2

細節名 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金

補正額 1,942 千円

## 歳入歳出予算以外

予算書 ページ

## 補正の理由

低所得のひとり親世帯は、食費等の物価高騰に直面し、家計が悪化している。このように食費等の物価高騰の影響を特に受けて損害を受けた低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事業を実施することとした。

## 説明

歳出（歳出10/10）

子育て世帯生活支援特別給付金支給	17,000,000円（340人×5万円）
システム改修等事務費	1,942,000円

歳入

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金	17,000,000円
子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金	1,942,000円

1 事業名 令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金支給事業

2 事業概要

(1) 歳入 51,627千円

ア 低所得のひとり親世帯

- ・ 15.02.02.05.01 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 17,000千円
- ・ 15.02.02.05.02 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金 1,942千円

イ その他低所得の子育て世帯

- ・ 15.02.02.03.07 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 30,850千円
- ・ 15.02.02.03.08 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金 1,835千円

(2) 歳出 51,627千円

ア 低所得のひとり親世帯

- ・ 03.02.04.001.06 子育て世帯生活支援特別給付金支給事業 18,942千円

イ その他低所得の子育て世帯

- ・ 03.02.01.002.03 子育て世帯生活支援特別給付金支給事業 32,685千円

(3) 補正予算の内容

低所得のひとり親世帯及びその他世帯（ひとり親世帯以外）は、食費等の物価高騰に直面し、家計が悪化している。

このように食費等の物価高騰の影響を特に受けて損害を受けた低所得のひとり親世帯及びその他世帯（ひとり親世帯以外）を見舞う観点から、国の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業を実施し、給付金を支給する。

<支給対象の方>

(ア) 低所得のひとり親世帯 (340人)

- a 令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている方 (313人)
- b 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 (20人)
- c 令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、食費等の物価高騰の影響を受けて直近の収入の家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方 (7人)

(イ) その他低所得の子育て世帯 (617人)

- a 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）」を受給した方
- b aのほか、令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満。令和4年4月以降令和5年2月までに生まれる新生児も対象。）を養育する父母等であって、直近の収入の家計が急変している、住民税非課税相当の収入の方

<支給金額>

児童一人あたり50,000円

<事務費に係る経費>

システム改修委託料、職員手当等（時間外）、郵便料、振込手数料等

<支給方法>

- (1) 支給対象の方(ア) a 及び(イ) aについては、給付金の案内を送付し、辞退の申し出がない限り支給対象者の口座に振り込む。
- (2) 支給対象の方(ア) b、c (イ) bの方については、市への申請を受け、審査後に指定口座に振り込む。

<支給時期>

- (1) 支給対象の方(ア) a 及び(イ) aについては、令和5年5月末日までを目途に支給。
- (2) 支給対象の方(ア) b、c 及び(イ) bについては、申請受付後、随時支給。申請期限は令和6年2月末日まで。

令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金支給事業のスケジュール

・令和5年5月9～11日 専決処分

① 令和4年度に子育て世帯生活支援特別給付金（以下、「給付金」という。）を支給した世帯

・令和5年5月12日 児童扶養手当受給者・その他の世帯で昨年度に支給した世帯に辞退する場合  
の手続きの案内及び届出書を送付

・令和5年5月12日 辞退の届出書の受付  
～5月18日

・令和5年5月12日 届出書の記入事項・添付書類の審査  
～5月19日

・令和5年5月20日 口座振込の手続き  
～5月21日

・令和5年5月30日 口座振込

② 令和4年度に子育て世帯生活支援特別給付金を支給した世帯以外で、その後に対象となった低所得の  
子育て世帯

・令和5年6月 ホームページ、LINEにて制度と申請を周知（広報誌は8月号で案内）  
制度の案内及び申請書を送付

・令和5年6月～ 申請書の記入事項・添付書類の審査  
令和6年2月末日

・令和5年6月～ 口座振込手続き及び随時口座振込  
令和6年3月末日

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（令和5年3月予備費分）

- ◎ 食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

<p>(1) 支給対象者</p>	<p>① 児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）                  ② ①以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯（*）（その他低所得の子育て世帯）                  ※②の対象となる児童の範囲は①と同じ                  （18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満））</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">* 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受給した世帯等にプッシュ型で給付                  ・児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者                  ・対象児童を養育する者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者（例：高校生のみ養育世帯）                  ・直近で収入が減収した世帯</p>
<p>(2) 給付額</p>	<p>児童一人当たり一律5万円</p>
<p>(3) 実施主体</p>	<p>① 低所得のひとり親世帯：都道府県、市（特別区を含む）及び福祉事務所設置町村                  ② その他低所得の子育て世帯：市町村（特別区を含む）</p>
<p>(4) 費用</p>	<p>全額国庫負担（10／10）                  ※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担</p>
<p>(5) 予算額</p>	<p>1,551億円（事業費1,485億円、事務費66億円）</p>
<p>(6) スケジュール</p>	<p>① 低所得のひとり親世帯：令和5年3月分の児童扶養手当受給者について、可能な限り速やかに支給（申請不要）                  ② その他低所得の子育て世帯：令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受給した世帯等について、可能な限り速やかに支給（申請不要）</p> <p>※①②いずれも、直近で収入が減収した世帯等については、可能な限り速やかに支給（要申請）</p>

# 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 『申請不要（プッシュ型）による支給』事務処理イメージ

